２　教職調整額等

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、これらの学校に勤務する教育職員に支給する。

（１）支給範囲

給与条例別表第３の教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が当該給料表の１級、２級又は特２級である者

教員特別措置条例第３条

（２）支給額

$$\{（給料月額）＋（管理監督職勤務上限年齢調整額）\} \times \frac{4}{100}$$

教員特別措置条例第３条

（注）　教職調整額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

規則７―６５第２条

（３）支給方法等

（ア）給料の支給方法に準じて支給する。

（イ）教職調整額の支給を受ける職員に係る給与条例の次に掲げる給与の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、教職調整額は、給料とみなす。

規則７―６５第１条
教員特別措置条例第４条

（ⅰ）地域手当
（ⅱ）期末手当
（ⅲ）勤勉手当
（ⅳ）特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
（ⅴ）へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
（ⅵ）産業教育手当
（ⅶ）定時制通信教育手当
（ⅷ）休職者の給与

※　上記の他、時間外勤務手当の規定の適用においても給料とみなしている。

（４）教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例

教職調整額の支給を受けない教育職給料表の職務の級が３級である教育職員に対する給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額に教育職給料表(一)については7,700円、教育職給料表（二）については7,500円を加えた額とする。

条例別表第３
イの備考（２）
ロの備考（２）

３　義務教育等教員特別手当

義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給する。

（１）支給範囲

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である職員

条例第２１条の２第１項、第３項、第４項
規則７―７８第１条

（２）支給額

別表第１、別表第２のとおり。

条例第２１条の２第２項

ただし、次に掲げる者にあっては、それぞれに掲げる手当額とする。

規則７―７８第３条別表第１、第２

（ア）産業教育手当を支給される職員で、農業又は水産に係る産業教育に従事するもの

別表第２に掲げる額に$\frac{3}{4}$を乗じて得た額

（イ）定時制通信教育手当を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの

別表第２に掲げる額に$\frac{3}{4}$を乗じて得た額

（ウ）産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前記（ア）及び（イ）に掲げる職員以外のもの

別表第２に掲げる額に$\frac{2}{4}$を乗じて得た額

（注１）　短時間勤務職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第２条第３項及び第４項又は学校職員勤務時間条例第３条第３項及び第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第２条第１項又は学校職員勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（注２）　育児短時間勤務職員等にあっては、その額に職員勤務時間条例第２条第２項又は学校職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第２条第１項又は学校職員勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（注３）　給与条例附則第３２項の規定の適用を受ける職員（６０歳を超える職員等）にあっては、当分の間、別表第１、別表第２に掲げる額は、これらの額に１００分の７０を乗じて得た額（１００円未満の端数は四捨五入）とする。

規則７―７８第３条の２

（３）支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則７―７８第４条

別表第１　教育職給料表（二）の適用を受ける者

規則７―７８第３条

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員	１から４まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	５から８まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	９から 12 まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13 から 16 まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17 から 20 まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21 から 24 まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25 から 28 まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29 から 32 まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33 から 36 まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37 から 40 まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41 から 44 まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45 から 48 まで	3,200	3,700	5,600	6,100	
	49 から 52 まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53 から 56 まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57 から 60 まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61 から 64 まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65 から 68 まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69 から 72 まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73 から 76 まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77 から 80 まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81 から 84 まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85 から 88 まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89 から 92 まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93 から 96 まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97 から 100 まで	4,400	5,900	7,200	7,500	
	101 から 104 まで	4,400	6,100	7,200	7,500	
	105 から 108 まで	4,500	6,200	7,200		
	109 から 112 まで	4,500	6,300	7,300		
	113 から 116 まで	4,600	6,400	7,300		
	117 から 120 まで	4,700	6,500	7,300		
	121 から 124 まで	4,700	6,600			
	125 から 128 まで	4,800	6,700			
	129 から 132 まで		6,800			
	133 から 136 まで		6,900			
	137 から 140 まで		6,900			
	141 から 144 まで		6,900			
	145 から 148 まで		7,000			
	149 から 152 まで		7,100			
	153 から 156 まで		7,200			
	157 から 160 まで		7,300			
	161		7,300			
定年前再任用短時間勤務職員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第２　教育職給料表（一）の適用を受ける者

規則７―７８第３条

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員	１から４まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	５から８まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	９から 12 まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13 から 16 まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17 から 20 まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21 から 24 まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25 から 28 まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29 から 32 まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33 から 36 まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37 から 40 まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41 から 44 まで	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45 から 48 まで	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49 から 52 まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53 から 56 まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57 から 60 まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61 から 64 まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65 から 68 まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69 から 72 まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73 から 76 まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77 から 80 まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81 から 84 まで	4,100	5,800	6,800	7,500	
	85 から 88 まで	4,100	5,900	6,900	7,500	
	89 から 92 まで	4,200	6,100	6,900		
	93 から 96 まで	4,300	6,200	7,000		
	97 から 100 まで	4,400	6,300	7,200		
	101 から 104 まで	4,400	6,400	7,200		
	105 から 108 まで	4,500	6,500	7,200		
	109 から 112 まで	4,500	6,600	7,300		
	113 から 116 まで	4,600	6,700			
	117 から 120 まで	4,700	6,800			
	121 から 124 まで	4,700	6,900			
	125 から 128 まで	4,800	6,900			
	129 から 132 まで	4,900	6,900			
	133 から 136 まで	4,900	7,000			
	137 から 140 まで	4,900	7,100			
	141 から 144 まで	5,000	7,200			
	145 から 148 まで	5,100	7,300			
	149 から 152 まで	5,100	7,300			
	153	5,100				
定年前再任用短時間勤務職員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400